

答申第 681 号

平成 30 年 4 月 13 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 26 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 24）（諮問第 752 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け取材結果対応連絡票、同月27日付け依頼文、同年8月8日付け依頼文、同月15日付け事務連絡、同年9月16日付け特定会議Aに係る報告書、同会議の議事録及び同会議の資料を特定したことは妥当であるが、同月15日に開催された特定会議Bの資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開とし、また、特定事件に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報をその存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月6日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け取材結果対応連絡票（以下「甲文書」という。）、同月27日付け依頼文（以下「乙文書」という。）、同年8月8日付け依頼文（以下「丙文書」という。）、同月15日付け事務連絡（以下「丁文書」という。）、同年9月16日付け特定会議Aに係る報告書（以下「戊文書」という。）、同会議の議事録（以下「己文書」という。）及び同会議の資料（以下「庚文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の α 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、また、 β 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号を理由に、別表1の γ 欄に掲げる情報については法人に関する情

報であり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号を理由に、別表1のδ欄に掲げる情報については公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして同条第4号柱書等を理由に、特定事件に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）についてはその存否を答えるだけで、同条第1号に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条及び条例第5条第1号を理由に、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1のα欄に掲げる情報については、記名記事であれば、記者の氏名が記載された記事が図書館法及び著作権法により公共図書館等で何人も閲覧、複写、コピーの取寄せ等することができることから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。また、図書館等が永久的に公表したり、公衆が同報道を見聞きすることは、記者も当然に認識していることから、同号ただし書イに該当する。さらに、報道機関の記者は、明らかに公的地位又は立場に関する情報そのものであって、特定事件の重大性にかんがみても、公開することが公益上必要というべきであるから、同号ただし書エにも該当する。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報については、統計情報であり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報は公開されている。また、精神医学の学術雑誌等で病院、学校、刑事収容施設等における別表1のβ欄に掲げる情報に相当する統計情報は公になっており、これを非公開とする理由はない。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1の「」欄に掲げる情報については、他で公開されている例もあり、不整合が生じている。また、現に公開されている中であって、実施機関の説明するような法人の正当な利益を害する事態は現実のものとなっていないため、条例第5条第2号に該当しない。また、同号に該当したとしても、同号ただし書に該当する。

(3) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。

イ 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

ウ 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。

エ 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報について、一般職員にも明らかにしていないものであれば、なおのこと公開すべきである。実施機関は所属長のみが了知している情報である旨説明するが、これは非公開理由とは関係がない。また、これらの情報が同プロジェクトの検討者の意図に反して利用され人事事務に支障が生じる旨の実施機関の説明もあまりに不合理で言語道断であり、かかる弁明は民主主義社会の根幹たる情報公開、国民主権、民主主義、公務員奉仕制の全否定である。

オ 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報について

公開請求を受けた行政は、公開請求者からの問合せには真摯に応じるべきであり、また、主権者は、行政がどのような方針であるのかを確認して案を修正するよう要望する権利がある。かかる要望に応じたとしても、それは、実施機関が説明する竣工式・内覧会への招待者をいたずらに増やすことには当たらない。招待者の増加をもって非公開理由とすることは、裁量の逸脱・濫用である。

(4) 条例第8条該当性について

ア 特定事件に関連する特定施設Xの利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号に該当しない。

イ 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号に該当するとは言えない。

ウ 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、条例第5条第4号に規定される支障にはあたらない。また、特定事件の社会的意義は大きいことから、公開すべきである。

エ 実施機関は、主権者からの問合せを支障と見なしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

オ 主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

(5) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(7) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(8) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するとき、実施機関は、当該行政文書の写しを取りまとめの上、交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（総合療育相談センター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

(7) 取材を行った記者の名前

取材を行った記者の名前であるところ、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、その内容にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(4) 警部補以下の階級にある警察官の名前

警部補以下の階級にある警察官の名前については、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある者の名前については、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当せず、その性質にかんがみれば、同号ただし書きア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 別表1の β 欄に掲げる情報

別表1の β 欄に掲げる情報は、特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であるところ、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないものの、その内容は、入所に至る具体的理由、家族状況及び疾患・障害の具体的名称に及んでおり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであることから、

公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のγ欄に掲げる情報は、取材を行った記者が属する報道機関（法人）の名称であるところ、かかる情報を公開した場合、公開済みの取材内容と照らし合わせることで、当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかになるとともに、取材結果が当該機関においてどのように活用されるかも不明であることから当該法人の正当な利益を害するおそれもあるため、条例第5条第2号に該当する。

また、かかる情報の内容にかんがみれば、かかる情報が条例第5条第2号ただし書きに該当しないことは明らかである。

(3) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

別表1のδ欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第5条第4号柱書又はエに該当する。

ア 戊文書

戊文書は、特定会議Aに出席した実施機関の所属長が作成した報告書であるところ、同文書において本件処分により非公開とした情報は、特定会議Aにおいて議論された、特定事件を踏まえた施設運営上の安全体制や防犯体制に関するものである。これらの情報は、県機関が行う事務又は事業に関する情報であり、当該情報が公開されると、施設への侵入が容易になることが想定され、県施設運営の防犯上に著しい支障が生じた場合、県が安全な利用を提供することができなくなることから、県の保健福祉に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 己文書

(ア) 議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容

本件処分により非公開とした議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報は、福祉施設である特定施設C

に係る現状の具体的な防犯体制や今後導入を検討している防犯対策等に関する情報である。そして、これらの施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、当該施設の所管する福祉施策の対象となる県民に特定の役務を提供するための施設である。

したがって、これらの情報を公開した場合、当該施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあり、もって、当該施設を利用する県民の安全の確保に支障が生ずることとなることは明白である。よって、これらの情報は、公開することにより、当該施設を利用する県民に、安全にその役務を提供するという県の事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報にあたるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く）

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトとは、福祉専門職のキャリア形成の道筋を整理するためのプロジェクトであるところ、本件請求時にあっては、いまだ同プロジェクトの検討を始めるか否かを検討し始めた段階に過ぎない未確定のものであり、非公開としたその内容についても、同プロジェクト案を検討する所属長にのみ了知されているものであって、同プロジェクトの検討事項の対象となる一般職員には知らせていない状態にあった。このため、かかる情報が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれや同プロジェクト検討者の意図に反して利用されたりするおそれがあり、県保健福祉分野における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当する。

(ウ) 報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容（己文書2頁目中、1行目から3行目まで及び7行目から9行目までを除く）

a 関係機関等との具体的調整状況

本件処分により非公開とした関係機関等との具体的調整状況とは、

新たに開設される児童自立支援拠点における学校教育に係る費用負担や教員配置等の開設調整事務に係る情報であり、これらの情報が公開された場合、不確定な情報が公になることで関係機関等に過度な期待や不安を抱かせるとともに、関係機関等の意向に反する内容であった場合には、以後の調整に多大な労力を要することとなり、関係機関等との調整が遅れることにより同拠点の開設に遅れが生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

b 竣工式及び内覧会実施案

本件処分により非公開とした竣工式及び内覧会実施案は、調整中の不確定な内容であり、これらの情報を公開することにより、関係各方面から招待者の確認の問合せや、招待者の調整などの要望が出る可能性があるが、会場には物理的な限界があり、招待者をいたずらに増やすことはできないものである。

よって、これらの情報を公開することにより、竣工式等の出席者の調整事務が増大し、ひいては児童自立支援拠点開設事務に支障を来すおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

c 引越し案

本件処分により非公開とした引越し案は、児童自立支援拠点に統合される特定施設A、特定施設F等からの、入所者及び物品の移転スケジュール案並びに関係所属の業務分担案が記載されているところ、これらの情報を公開することにより、入所者及び物品の移転に当たっての防犯対策上脆弱な部分が明らかとなり、入所者の安全の確保及び県有財産の適正な管理に支障が生じることは明らかであるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 庚文書

(ア) 議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料のうち、1頁目から7頁目までに記載された安全対策に係る内容

議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料のうち、本件処分により非公開とした1頁目から7頁目までに記載された安全対策に係る内容は、福祉施設である特定施設Cにおける防犯体

制の構築にかかわる情報であるところ、その内容は、当該施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであり、前記イ(ア)に掲げる情報と同質のものであることから、前記イ(ア)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「特定事件を踏まえた特定施設Cの安全対策について」に記載された安全対策に係る内容

本件処分により非公開とした「特定事件を踏まえた特定施設Cの安全対策について」に記載された安全対策に係る内容は、前記イ(ア)に掲げる情報と同質のものであることから、前記イ(ア)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容

本件処分により非公開とした「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容は、特定施設Cが警察からの防犯指導を受けた際の各種防犯用品や警備体制等について行われた指導内容が記載されたもの及びその指導を踏まえ具体的に採用を試みる防犯対策が記載されたものであり、前記イ(ア)に掲げる情報と同質のものであることから、前記イ(ア)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 「取り組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設D）」に記載された安全対策に係る内容

本件処分により非公開とした「取り組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設D）」に記載された安全対策に係る内容は、福祉施設である特定施設Dにおける当時の防犯体制又は今後採るべき対策について、防犯マニュアル等、警備体制（現状）、来所者の把握方法（現状）、防犯用品・設備の活用、警察や地域等との連携、利用者や利用者家族との連携、その他という7つの観点から整理された情報が記載されているもので前記イ(ア)に掲げる情報と同質のものであることから、前記イ(ア)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(オ) 「特定事件を受けた特定施設Eの防犯対策案」に記載された具体的

防犯対策の内容

本件処分により非公開とした「特定事件を受けた特定施設Eの防犯対策案」に記載された具体的防犯対策の内容は、福祉施設Eにおける当時の防犯体制及び今後採るべき対策について、具体的な内容が記載されているもので、前記イ(ア)に掲げる情報と同質のものであることから、前記イ(ア)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(カ) 「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)」に記載された同プロジェクトの内容

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトの内容及び周知状況は、前記イ(イ)のとおりであるところ、本件処分により非公開とした「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)」に記載された同プロジェクトの内容には、その具体的な進め方やスケジュールも含まれるため、必要な説明を伴わないまま内容が確定する前に公開することにより、同プロジェクトの検討を開始することが相当程度確実であるとの誤解を与え、その内容に期待感を持たせる結果となり、現在の人材育成計画を超えたキャリア形成を営もうとする者が出てくるなど、現行の人事管理にも支障を生ぜしめるおそれがある。

よって、この点において、かかる情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、条例第5条第4号エに該当する。

また、かかる支障が生じると、同プロジェクトの検討自体にも支障を生ぜしめるおそれがあるため、その他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

(キ) 「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて(案)」に記載された同プロジェクトの内容

心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトとは、同職に関する前記(カ)に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の人材育成に関するプロジェクトであり、検討状況や周知の状況も福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の状況にあったもの

である。

よって、本件処分により非公開とした「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）」に記載された同プロジェクトの内容は、前記(カ)と同様に条例第5条第4号エ及び柱書に該当する。

(ク) 「児童自立支援拠点の基本理念（案）」に記載された基本理念案の内容すべて

児童自立支援拠点にあつては、その基本理念案に基づいて基本方針を定めるところ、本件処分により非公開とした基本理念案が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、県所管の児童福祉施設の関係者に対して、基本理念が決定し、当該理念に基づいて基本方針が決定したような誤解を生じさせるおそれがある。そして、県所管の児童福祉施設は県が示す各種方針を参考に事業を展開していることから、未成熟な基本方針に基づき、県内の児童福祉施設から児童の受入要請や支援要請があることにより、児童の発達段階に応じた切れ目のない総合的な支援や、県所管域における総合的な支援のネットワークの構築など、児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針を実現できなくなるおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(ケ) 「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容すべて

本件処分により非公開とした「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容には、同拠点の竣工式及び内覧会の案段階の実施計画が記載されているため、かかる情報を公開した場合、前記イ(ウ) bで説明した支障が生じるおそれがあるほか、内覧会の追加実施を求められるおそれもあり、同拠点の円滑な開設に支障が生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

(コ) 「引越し日程について（案）」に記載された内容すべて

本件処分により非公開とした「引越し日程について（案）」に記載された内容には、児童自立支援拠点に統合する特定施設A、特定施設F等からの入所者及び物品の移転スケジュール案並びに当該業務を遂

行するに当たっての関係所属の業務分担案が記載されており、前記イ(ウ)cと同質の情報であることから、前記イ(ウ)cと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について

ア 条例第5条第1号該当性について

特定利用者情報は、条例第5条第1号で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、その存否を答えるだけで同号に該当する情報を公開することになるため、条例第8条に該当し、その存否を明らかにすることはできないものである。

イ 条例第5条第4号該当性について

特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の利用方法如何によっては、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあったと言わざるを得ず、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

したがって、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に基づき、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むべきものである。

(5) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、児童の心身の健全な発達に関する複雑又は困難な問題について相談に応じ、並びに身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行い、併せて、これらの者に対して診療、療育訓練等を実施し、これらを行うための施設を運営している。また、このほか、更生相談所業務や身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付等も行っている。

本件行政文書のうち、甲文書を管理していたのは特定事件の取材の一環として、その所掌事務に関し取材を受け、作成したためであり、乙文書及び丙文書を管理していたのは県有施設の管理者として特定事項を依頼されたためであり、丁文書を管理していたのは県有施設の管理者として施設の安全管理に関する通知を受けたためであり、戊文書、己文書及び庚文書を管理していたのは療育施設として、定例的に開催される特定会議Aに出席していたためである。

実施機関は、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書もない。

(7) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書は実施機関がその所掌事務に関連して特定事件に関する取材を受けたために作成したものであり、乙文書及び丙文書は実施機関に対し特定事項が依頼されたため取得した文書であり、戊文書、己文書及び庚文書は実施機関が所掌事務の一環として定期的開催される特定会議Aに参加したため取得したものであると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もつとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、別表1の α 欄及び β 欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

(ア) 取材を行った記者の名前

実施機関に対し取材を行った記者の名前については、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、この点について、審査請求人は、記名記事であれば記者名は図書館等での記事の配架を含め、公になるとして同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、本件において非公開とされた記者の名前は記名記事上のものではなく、県が作成した取材対応結果連絡票のものであるため、審査請求人のかかる主張を採用する余地はなく、その余の主張についても、審査請求人の独自の見解を述べているにすぎず採用することはできない。

(イ) 警部補以下の階級にある警察官の名前

警部補以下の階級にある警察官の名前については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある者の名前については、神奈川県職員

録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウにも該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある者の名前については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のβ欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であり、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないと認められる。

この点について、審査請求人は、これらの情報が個人を識別できない統計情報であって、精神医学雑誌等でこれに相当する情報が公にされているとして、これらの情報を非公開とする理由はない旨主張する。しかしながら、当審査会が確認したところ、入所理由や入所経路、保護者の状況等の各項目は相当程度具体化された類型ごとに統計情報として整理され、疾患等の名称に至っては、具体的名称まで記載されており、これらの情報は、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

もっとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

そこで、以下においては、別表1のγ欄に掲げる情報の同号該当性について判断する。

別表1のγ欄に掲げる情報は、実施機関に対し取材を行った記者が属する報道機関の名称であるところ、実施機関は、かかる情報を公開した場合、公開済みの取材内容と照らし合わせることで、当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかになるとともに、取材結果が当該報道機関においてどのように活用されるかも不明であることから当該報道機関の正当な利益を害するおそれもあるため、条例第5条第2号に該当する旨説明する。

この点、実施機関が説明するように、公開済みの情報の中に、当該報道機関の競争上の地位その他正当な利益を害する程度の取材手法や着眼点が含まれている場合には、当該報道機関の名称を公開することにより、当該報道機関の正当な利益を害するおそれがあると考えられるが、当審査会が確認したところ、本件にあつては、いまだ当該報道機関の正当な利益を害する程度の情報が公開されているといった事情も認められないことから、当該報道機関の名称を公開したとしても、その正当な利益を害するとは言えないと判断する。

よって、別表1のγ欄に掲げる情報は、同号に該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又

は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、同号エは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

また、同号アからオまでの各規定に該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のδ欄に掲げる非公開情報の同号柱書又はエ該当性について、以下、検討する。

もつとも、別表1のδ欄に掲げる非公開情報はその量が多いため、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか等個別具体的に判断するものとする。

ア 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が別表1のδ欄に掲げる非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、人材育成プロジェクトに関する情報、児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報、同拠点の基本理念案及び同拠点の竣工式・内覧会に関する情報及び同拠点への引越しに関する情報の6つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。

(ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らし

め、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 人材育成プロジェクトに関する情報

当審査会が確認したところ、福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトは、実施機関が説明するとおり、各職にある者のキャリア形成の在り方を検討するもので、本件請求時にあっては、いまだ検討を行うか否かの検討を始めた最初期の段階のものであり、これらのプロジェクトの対象となる一般職員には周知していない状況であったことが認められる。そして、人材育成等の人事制度に関する情報は、職員の異動や昇格といった今後携わる職務の内容にも密接に関連した情報であることにかんがみれば、これらの情報に対する職員の関心が高いことは容易に想定されるものである。また、これらのプロジェクトが検討の最初期の段階にあったことを考慮すると、これらのプロジェクトで検討対象となった各職にある者のキャリア形成の在り方についても、検討を経る過程において様々な修正等が行われることも容易に想定される。

したがって、これらの事情にかんがみれば、いまだ検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報を公開すると、今後修正が想定される未確定情報を相当程度の確実性がある情報と職員に認識させ、現行の人事制度ではなく、検討過程にある当該未確定情報に則ったキャリア形成を営もうとする者を生じさせるおそれも否定できず、そこに至らないまでも、現行の人事制度が切り替わることを前提に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人事制度の運用に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、人材育成プロジェクトに関する情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

なお、実施機関は、これらの情報が同号柱書にも該当する旨説明す

るが、前記のとおり、これらの情報は同号エに該当すると認められるため、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

(ウ) 児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報

児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報については、実施機関が説明するとおり、同拠点における学校教育の費用負担等関係機関との各種調整に関する情報であって、調整の最中にある情報であることにかんがみると、これを公開した場合、公開された情報が調整対象者の意図に合致していなかったときには、以後の調整事務を増大させるであろうことは容易に想定されるものである。そして、このような事態が生じた場合には、同拠点の開設そのものに遅れが生じるおそれも認められる。

よって、同拠点の開設調整事務に関する情報については、公開することにより、当該調整事務及び同拠点開設事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(エ) 児童自立支援拠点の理念案に関する情報

この点について、実施機関は、児童自立支援拠点の理念案を必要な説明なく公開すると、県所管の児童福祉施設関係者に当該基本理念に基づく基本方針が決定したと誤解させ、ひいては、同拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる旨説明する。

しかしながら、かかる説明には飛躍があると言わざるを得ず、かかる情報を公開することで、同拠点の本来の理念や方針が実現できなくなると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、児童自立支援拠点の理念案に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(オ) 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報

児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、実施機関が説明するとおり、会場に物理的限界がある中であっては、招待者を一定数以下にしなければならないという制約があり、こうした状況下で、調整中の段階にある招待者の情報や竣工式の日程を公開する

と、関係者から招待者への追加要望や竣工式等の複数回開催の要望がなされ、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、公開することにより、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(カ) 児童自立支援拠点への引越しに関する情報

児童自立支援拠点への引越しに関する情報については、入所者を有する福祉施設である特定施設A及び特定施設Fから同拠点への入所者の移転に関する情報が含まれていることにかんがみると、公開することにより、引越し時に生じるこれら施設における防犯上脆弱なタイミングが明らかとなり、入所者の安全の確保に支障を生じるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記ア(ア)から(カ)までのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は前記3(3)アからオまでのとおり種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、審査請求人のこれらの主張は採用することはできない。

ウ まとめ

以上を前提に、また、当審査会において確認した別表1のδ欄に掲げる情報の内容に照らし判断すると、別表1のδ欄に掲げる情報のうち、別表2のδ欄に掲げるものについては、条例第5条第4号柱書又はエに該当するためこれらを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たないものであるか、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないものであるため、公開すべきであると判断する。

(5) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

そこで、本件処分において、その存否を明らかにすることができないとされた特定利用者情報の同条該当性について、以下、検討する。

ア 条例第8条及び第5条第4号該当性について

当審査会が確認したところ、特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の用い方によっては、諾否決定の内容が公開であるか非公開であるかにかかわらず、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあり、現にそのような公開請求が行われていると認められ、かつ、かかる情報が公開された場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められるため、実施機関が、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく、公開請求を拒否したことは妥当であると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、

これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存しない。

イ 条例第8条及び第5条第1号該当性について

実施機関は、特定利用者情報について、条例第8条及び第5条第1号に該当する旨説明するが、前記アのとおり、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に該当すると認められるため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、公開請求を拒否することが妥当である。

(6) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を越えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(7) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、当審査会が確認したところ、実施機関が管理している平成28年9月15日付け特定会議Bの資料については、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、特定会議Bの資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(8) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は

別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、本件非公開情報の内容毎に適用条項を摘示するとともに、その内容に応じ、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号柱書又はエにいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α	甲文書	取材対応結果連絡票	取材を行った記者の名前 第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
	庚文書	特定警察署による防犯指導について	警部補以下の階級にある警察官の名前 第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
β	庚文書	特定施設 A 入所児童の状況（平成 28 年 9 月 1 日現在）	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称 第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)
		平成 28 年 9 月 1 日現在在籍児童の状況（特定施設 B）	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容
γ	甲文書	取材対応結果連絡票	取材を行った記者が属する報道機関の名称 第 5 条第 2 号
δ	戊文書	特定会議 A に出席した者が作成した報告書	報告内容の一部 ○ 左記文書中、下部から数えて 2 行目から 9 行目まで 第 5 条第 4 号 柱書
	己文書	特定会議 A の議事録	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容 ○ 左記議事録 1 頁目中、10 行目から 25 行目まで 第 5 条第 4 号 柱書
			議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く） ○ 左記議事録 1 頁目中、29 行目から 42 行目まで 第 5 条第 4 号 エ

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	己文書 〈続き〉	<p>報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容（左記議事録 2 頁中、1 行目から 3 行目まで及び 7 行目から 9 行目まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等との具体的調整状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 2 頁目中、4 行目から 6 行目まで、10 行目から 45 行目まで ・ 左記議事録 3 頁目中、1 行目から 24 行目まで、35 行目から 40 行目まで ○ 竣工式及び内覧会実施案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 3 頁目中、25 行目から 30 行目まで ○ 引越し案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 3 頁目中、31 行目から 34 行目まで 	第 5 条第 4 号柱書	
	庚文書	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料中、1 頁目から 7 頁目まで	安全対策に係る内容	第 5 条第 4 号柱書
		特定事件を踏まえた特定施設 C の安全対策について	<p>安全対策に係る内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書中、7 行目から 17 行目まで、19 行目から 28 行目まで、30 行目から 32 行目まで 	
特定警察署による防犯指導について	<p>防犯指導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで 			

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
8 庚文書(続き)	特定警察署による防犯指導について 〈続き〉	指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、30 行目から 39 行目まで	第 5 条第 4 号柱書
	取組んでいる又は検討している又は安全対策について（特定施設 D）	安全対策に係る内容 ○ 左記文書 1 頁目中、4 行目から 8 行目まで、10 行目から 20 行目まで、22 行目から 27 行目まで、29 行目から 32 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目、4 行目から 5 行目まで、7 行目から 8 行目まで	
	特定事件を受けた特定施設 E の防犯対策（案）	具体的防犯対策の内容 ○ 左記文書中、表のすべて	
	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報	第 5 条第 4 号エ及び柱書
	心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報	
	児童自立支援拠点の基本理念（案）	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3 行目から 6 行目まで	第 5 条第 4 号柱書
	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）	実施案の内容すべて ○ 左記文書中、3 行目から 32 行目まで	
	引越し日程について（案）	引越し案の内容すべて ○ 左記文書 1 頁目中、3 行目、表のすべて ○ 左記文書 2 頁目中、表のすべて、1 行目から 17 行目まで	

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
α	甲文書	取材対応結果連絡票	取材を行った記者の名前	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。 ＜第5条第1号＞	5(2) ア(ア)
	庚文書	特定警察署による防犯指導について	警部補以下の階級にある警察官の名前	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。 ＜第5条第1号＞	5(2) ア(イ)
β	戊文書	特定施設A入所児童の状況（平成28年9月1日現在）	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称	個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 ＜第5条第1号＞	5(2)イ
		平成28年9月1日現在在籍児童の状況（特定施設B）	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容		
δ	己文書	特定会議Aの議事録	議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容中、次に掲げるもの ○ 左記議事録1頁目中、10行目から18行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 ＜第5条第4号柱書＞	5(4) ア(ア)
			議題「(2)福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容 ○ 左記議事録1頁目中、29行目から42行目まで	検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 ＜第5条第4号エ＞	5(4) ア(イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
δ	己文書 (続き)	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの		
		○ 左記議事録 2 頁目中、4 行目から 6 行目まで	児童自立支援拠点に関する未確定情報であり、今後、所定の手続きをもって正式決定される内容であるにもかかわらず、あたかも正式決定したかのように記載され、かかる情報が公開された場合、正式手続における決定に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	—
		○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記議事録 2 頁目中、11 行目から 28 行目まで、32 行目から 40 行目まで、42 行目から 45 行目まで ・ 左記議事録 3 頁目中、1 行目から 8 行目まで、9 行目 6 文字目から 24 行目まで	児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報であるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (4) ア(ウ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
δ 己文書 (続き)	特定会議 A の議事録 < 続き >	報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの ○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記議事録 3 頁目中、26 行目から 30 行目まで	児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア(オ)
		○ 引越し案 ・ 左記議事録 3 頁目中、32 行目から 34 行目まで	児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア(カ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	庚 文書	<p>安全対策に係る内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記資料 1 頁目中、7 行目から 19 行目まで、22 行目から 29 行目まで、表のすべて ○ 左記資料 3 頁目中、2 行目以降のすべて（頁番号除く。） ○ 左記資料 4 頁のすべて（頁番号除く。） ○ 左記資料 5 頁のすべて（頁番号除く。） ○ 左記資料 6 頁のすべて（頁番号除く。） ○ 左記資料 7 頁のすべて（頁番号除く。） 	<p>具体的防犯体制等に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (4) ア (ア)</p>	
		<p>議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料中、1 頁目から 7 頁目まで</p>			<p>特定事件を踏まえた特定施設 C の安全対策について</p>

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
δ 庚文書 (続き)	特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで	具体的防犯体制につながる情報であって、具体的防犯体制に関する情報と同視することができる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ア)
		指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、30 行目から 39 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ア)
	取組んでいる又は検討している安全対策について (特定施設 D)	安全対策に係る内容中、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目中、10 行目から 20 行目まで、29 行目から 32 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、7 行目から 8 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ア)
	特定事件を受けた特定施設 E の防犯対策 (案)	具体的防犯対策の内容 ○ 左記文書中、表のすべて	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
δ 庚文書 (続き)	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報	検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 <第5条第4号エ>	5(4) ア(イ)
	心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報		
	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)	実施案中、次に掲げるもの ○ 左記文書中、5行目22文字目から6行目まで、8行目、12行目から19行目まで、23行目6文字目から17文字目まで、30行目から32行目まで	児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(4) ア(オ)
	引越し日程について(案)	引越し案中、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目中、3行目、表のすべて ○ 左記文書2頁目中、表のすべて	児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(4) ア(カ)

別表 3

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ	甲文書	取材対応結果連絡票	取材を行った記者が属する報道機関の名称	公開済みの情報を考慮しても、公開することにより、当該報道機関の正当な利益を害する事情は認められないため。 (答申 5 (3) 参照)	当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかになると、取材結果が当該報道機関においてどのように活用されるかも不明で、そのお正当な利益を害するおそれもあるため。
	戊文書	特定会議 A に出席した者が作成した報告書	報告内容の一部 ○ 左記文書中、下部から数えて 2 行目から 9 行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため
δ	己文書	特定会議 A の議事録	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容中、次に掲げるもの ○ 左記議事録 1 頁目中、19 行目から 25 行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
δ 己文書 (続き)	特定会議 A の議事録 < 続き >	<p>報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等との具体的調整状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 2 頁目中、10 行目、29 行目から 31 行目まで、41 行目 ・ 左記議事録 3 頁目中、9 行目 1 文字目から 5 文字目まで、35 行目から 40 行目まで 	<p>報告事項の項目名、本件請求時に既に公になっている情報等に過ぎず、公開することにより、児童自立支援拠点の開設調整事務に支障を及ぼすおそれのある情報とは認められないため。</p>	<p>児童自立支援拠点の開設調整に関する情報であるため。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工式及び内覧会実施案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 3 頁目中、25 行目 	<p>報告事項の項目名に過ぎず、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため。</p>	<p>公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 引越し案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 3 頁目中、31 行目 	<p>報告事項の項目名に過ぎず、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報とは認められないため。</p>	<p>公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。</p>

別表3 <続き>

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
δ 庚 文 書	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料中、1頁目から7頁目まで	安全対策に係る内容中、次に掲げるもの ○ 左記資料1頁目中、3行目から6行目まで、20行目から21行目まで ○ 左記資料3頁目中、1行目	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制等に関する情報であるため。
	取組んでいる又は検討している安全対策について(特定施設D)	安全対策に係る内容中、次に掲げるもの		具体的防犯体制に関する情報であるため。
		○ 左記文書1頁目中、4行目から8行目まで	防犯マニュアル等の有無に関する情報にすぎず、公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申5(3)ア(4)参照)	
		○ 左記文書1頁目中、22行目から27行目まで ○ 左記文書2頁目中、2行目、4行目から5行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	
児童自立支援拠点の基本理念(案)	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目から6行目まで	基本理念案の公開をもって児童自立支援拠点の本来の理念や方針が実現できなくなるとは認められないため。 (答申5(4)ア(エ)参照)	児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる情報であるため。	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
δ 庚文書 (続き)	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)	実施案中、次に掲げるもの ○ 左記文書中、3行目から5行目21文字目まで、7行目、9行目から11行目まで、20行目から23行目5文字目まで、24行目から29行目まで	公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため。	招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。
	引越し日程について(案)	引越し案中、次に掲げるもの ○ 左記文書2ページ中、1行目から17行目まで	引越しに伴い生じる作業の分担に関する情報に過ぎず、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報とは認められないため。	公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。

備考1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考2：文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 7 月 26 日	○ 諮問
12 月 11 日 (第 171 回部会)	○ 審議
平成 30 年 1 月 23 日 (第 172 回部会)	○ 審議
2 月 20 日 (第 173 回部会)	○ 審議
3 月 20 日 (第 174 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 30 年 4 月 13 日現在) (五十音順)